

# 「SB44 Side Event: Carbon Pricing and implementation of Article 6 of the Paris Agreement」

## 傍聴報告

2016年6月6日

一般社団法人海外環境協力センター（OECC）

本傍聴報告は、2016年5月16日～26日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第44回補助会合（SB44）において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。

- タイトル：炭素価格付けとパリ協定第6条の実施（“Carbon Pricing and implementation of Article 6 of the Paris Agreement”）
- 日時：2016年5月23日（月）13:15-14:45
- 主催：国際排出量取引協会（IETA）
- 会場：Bonn I/II
- プレゼンター（敬称略）：David Hone（IETA 評議委員／Chief Climate Advisor-Shell International）、Martijn Wilder（Baker & McKenzie Australia）、Martin Hession（欧州委員会 DG Climate Action）、Alex Hanafi（環境保護基金：EDF）、Mbaye Diagne（セネガル政府）、Kay Harrison（ニュージーランド政府）
- モデレーター（敬称略）：Jeff Swartz（IETA）

### ■ 概要

- 炭素価格付けをより広範に実施し、各国がネット・ゼロ排出に向けた行動をスケールアップするために、パリ協定第6条をどのように実施すべきか議論された。IETA からパリ協定第6条に係る論文の紹介がされた後、政府代表、市場参加者、NGO から成るパネルディスカッションにおいて各々の見解が表明された。

### ■ 発表内容（敬称略）

1. David Hone（IETA 評議委員／Chief Climate Advisor-Shell International）：「パリ協定における市場に係る条項について IETA の見解（“IETA's Vision for Market Provisions of the Paris Agreement”）」

- 京都メカニズムの枠組みにおいては途上国が CDM クレジット（CER）を創出し、先進国が活用するという明確な仕切りがあった。国別削減目標（NDC）の枠組みでは全ての国を対象に仕組みが変化・拡張される。
- パリ協定第6条では移転可能な排出削減量（ITMO）と排出削減メカニズム（EMM）の

二つの仕組みに言及されている。

- ITMO については、どのような形になるにせよ適切なアカウンティングを担保することが必要である。
- EMM については、炭素価格付けを促進する仕組みとして構築し、世界共通の排出枠もしくはオフセットクレジットを提供し、NDC 間で移転することが可能である。IETA は第 6 条 4 項の解釈を広く捉えて、各国が排出削減に活用できるように開かれた枠組みを構築することを推奨する。
- 第 6 条による炭素価格付けと削減量の移転の仕組みの導入により、プロジェクトもしくはセクターレベルの温室効果ガス (GHG) 削減活動に対してより大きな資金が向かうだろう。

## 2. Kay Harrison (ニュージーランド政府) :

- 個人的には第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) でパリ協定第 6 条が思いがけず出てきたのは驚きであり喜ばしいことだった。しかし、最終的に文章としてまとめるのは困難な作業であった。
- 第 6 条で非常に重要な要素として 2 点あると考えている。一つ目は、現状において異なる国には異なる施策があるという点が重要であり、それに応える内容である。二つ目として、ダブルカウンティングや持続可能な発展などを担保している点である。
- 例えば、国や地域レベルでの排出量取引がありそのリンキングの可能性が議論されており、第 6 条 2 項はこの現状を踏まえていると言える。これからのタスクとして最も重要だと考えられるのは、堅固なアカウンティングの構築である。
- 一方で第 6 条 3、4 項には別の経緯があり、中央管理型もしくはトップダウン型の仕組みに価値を置くものであると言える。新しいメカニズムについては、様々な解釈があり、クリーン開発メカニズム (CDM) を引き継いだメカニズムという考え、CDM 以上に様々な要素が適用可能であるメカニズムという考え、などがある。パリ協定においては持続可能な開発メカニズム (Sustainable Development Mechanism : SDM) という用語は使用されなかったため、これから名前を与えていかなければならない。
- 司会からの質問「第 6 条ができたことにより、ニュージーランドの気候変動政策において新たな施策等が導入される可能性はあるか」に対して：(質問内容に対して責任ある立場にないと前置きして) ニュージーランドの NDC は野心的な削減目標を設定しており、また ETS はどのような目標に対しても有効な施策である。なお、国内での GHG 削減コストは非常に高いことが分かっており、目標達成には一定量の国際的な取引が必要なことは明白である。

## 3. Alex Hanafi (環境保護基金 : EDF) :

- 第 6 条の今後の展開を考える上で、なぜ何をどのように達成するのか、いつまでに行

うのか、誰が進めるのかなどに分解して考えてみたいと思う。

- パリ協定における十分に2°C以下に下回るという目標を達成することが、第6条の最終的な目的であると考え。2°C目標達成のために排出削減を促進する一つのツールとして第6条が提供されている。
- 排出量取引は、排出削減活動や資金をコーディネートすることができ、コスト効率良く排出削減を進めるために有用である。
- 排出削減をなるべく早く行うことが必要であり、そのために第6条に関して、特にアカウンティングの明確なガイダンスやルールが早期に整備されることで、削減活動や資金循環が促進されると考えている。科学的にも早期のGHG削減により、より高い確率で温度上昇を抑制できると言われている。
- 理想的にはUNFCCCが早期にガイダンス、ルール策定を進めていくことが必要であるが、おそらくダブルカウンティングの問題がまず重要だということは明らかではないだろうか。NDCのタイプによって異なるアカウンティングガイダンスが必要だと思われるが、その中には比較的な単純なケースも想定され、今すぐに検討を進めることが可能だと考える。
- また、UNFCCCにおける検討の補足として、排出量取引の分野で経験のある欧州などのグループが検討を進めることも有効だろう。
- また、キャパシティビルディングの取組は、排出量取引制度と関連するインベントリ整備や測定・報告・検証(MRV)の取組を進めるために役立つと考えられ、ひいては透明性の確保にもつながるだろう。

#### 4. Mbaye Diagne (セネガル政府) :

- アフリカ・グループの代表として市場メカニズム交渉に従事している。
- 新たなメカニズムの構築に際し、既存のメカニズムであるCDM及び共同実施(JI)におけるルールや手続きを借用できる。
- クリーン開発メカニズム(CDM)と同様に新たなメカニズムにおいても持続可能な開発(SD)が強調される。これについては、そのためのガイダンスが必要なのか、ホスト国が責任を持つことにするのかなどの論点がある。
- 利害関係者の幅広い参加、そして国際民間航空機関(ICAO)及び国際海事機関(IMO)との連携が重要となってくる。
- 新たなメカニズムにおいて、価格の暴落をどのように防ぐか。
- 我々は新たなシステムへの移行期にある。

#### 4. Martijn Wilder (Baker & McKenzie Australia) :

- 緩和成果を他国へ移転するという行為にどのようなメリットがあるのかというのが重要なポイントである。十分に経済的な見返りがあるのか、それともより大きな排出削

減へとつなげることができるのか、ということを考える必要がある。

- これまで国や地域レベルの排出量取引制度やJI、更には自主的市場において**Verified Carbon Standard (VCS)** の取引がなされてきた。
- **VCS**で特徴的なことは、国レベルの認可がなされず、また保証もされていないということである。しかし第6条において規定される取組は、国の認可の下にある。つまり、国が削減量を移転することを許可する必要がある。
- 一例として、ノルウェー政府がインドネシアでの**REDD**プロジェクトへ資金提供を行いクレジット取得する仕組みが実施されているが、それがインドネシア政府のアカウントティングにどう影響するか考える必要がある。
- ファイナンスの観点から、削減活動にどのように資金提供し、どのようにメリットが得られるかということが論点としてある。二国間クレジット制度 (**JCM**) はあるレベルで、これを実現している制度である。**JCM**で初のクレジットが発行された。**JCM**では日本とパートナー国それぞれにクレジットが発行され、各国は取得したクレジットを削減目標達成のための報告へ活用できる。

#### 5. Martin Hession (欧州委員会 DG Climate Action) :

- 我々はこれまでの枠組において様々な経験を培ってきている。社会的、政治的な課題・影響に関する面白いケーススタディーである。
- **EU**、中国、米国は**3**頭のビッグ・エレファントであるが、中国、米国については短期的にはカーボン市場で外部から排出量を調達することはない。
- パリ協定第6条ではボトムアップの仕組みとして①協力的アプローチによる緩和移転、トップダウンの仕組みとして②持続可能な緩和アプローチ (**Sustainable Mitigation Mechanism: SMM**)、③非市場メカニズムの**3**要素がまとめられた。
- 我々はパリ協定において、どのようにアカウントティングルールを設定するか、共通だが差異ある責任の概念も踏まえて野心的な削減目標はどのように表明されるのか、などの課題に対する解決を図った。
- 野心的な目標については**NDC**を設定した。また、アカウントティングルールに係る二重計上の回避については、政治的レベルとアカウントティングレベルでそれぞれ問題がどこにあるかが問題であった。アカウントティングルールとして「二重計上してはならない」と規定された。
- パリ協定ドラフティングに際し、**EU**とブラジルは市場メカニズムと非市場メカニズム、トップダウンとボトムアップの要素を取りまとめて提案した。
- 国内の行動があつての市場である。これまでも実際的な国内排出量取引制度が需要のベースであつたし、今後もそれは同じであろう。
- 市場メカニズムと非市場アプローチも含めてどのように**NDC**の算定ができるだろうか。
- 我々はもっと野心的な目標を提示できるはずである。

■ 質疑応答（敬称略）

Q. 不明（ブラジル州立大学）：

ITMO は新しいコモディティ（商品）としてアセット（資産）もしくはサービスなど、どのような性質を持つと考えられるか。

A. Martijn Wilder（Baker & McKenzie Australia）：

ITMO が国別削減目標の一部だと捉えて、これを他国に販売する場合には国の資源を取引するようなものであり、アセット（資産）の性質を持っていると思う。しかし国によりその状況は異なる。

（報告者：OECC 小柳 百合子・渡邊 潤）

---

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版 [http://www.mmechanisms.org/info/event/details\\_oecc\\_SB44report.html](http://www.mmechanisms.org/info/event/details_oecc_SB44report.html)